

TPP交渉の大筋合意についての対応に関する意見書

政府は、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉について、平成27年10月5日に大筋合意に達したとの声明を発表し、これを受けてTPPの経済効果分析をまとめ、12月24日の経済財政諮問会議において公表しました。その内容は、農林水産物については、生産額が最大2,100億円減少すると見込んだものの、国内対策を講じることにより農家所得は確保され、生産量は維持となり、食料自給率も変動はしないとしています。しかし、この分析結果は国内対策が有効に作用した場合に限定されており、「農業への影響を過小に見積もり、政策効果を過大に見越したとしか思えない」等の疑念の声が上がっています。

また、政府の試算は、海外農業国の農業戦略を考慮しておらず、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の重要5品目については、関税撤廃を再考する必要があります。よって、農業分野の持続的な発展に向けて、協定内容の精査や的確で実効性の高い政策の展開が必要であると考えます。

以上の状況に鑑み、次の事項の実現を強く求めます。

- 1 大筋合意の内容及びその影響を精査し、経営安定対策など将来にわたって希望を持って再生産が可能となる政策を確立すること。
- 2 新規就農者などの担い手育成、作業受託組織への支援、農地の集積、流通施設などのインフラ整備を講じること。
- 3 中山間地を含めた耕作条件不利地域での営農継続と伝統文化の継承、及び定住化に対応した政策を講じること。
- 4 地理的表示保護制度の運用など知的財産対策、地域政策の拡充、流通施設の整備や非関税障壁の撤廃など輸出促進対策を講じること。
- 5 外食や加工食品での原料原産地表示の強化、適正価格での流通強化、学校給食での和食の推進や地域ブランド製品の利活用支援を講じること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

平成28年2月18日

岩手県北上市議会